

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年12月まで
社会保険事務所(当時)に納付記録を照会したところ、昭和40年4月から同年12月までの国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。
申立期間を含む昭和40年4月から41年3月までの保険料については、まとめて納付しており、申立期間の保険料が還付された記憶は無い。
このため、申立期間の保険料が還付済みとされ、納付記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前と婚姻後のそれぞれの居住地であるA市B区及びC町(現在は、D市)において国民年金の加入手続を行い、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されており、これらの同記号番号の統合年月日は不明であるが、申立人に係る現在の国民年金被保険者資格の種別については、婚姻前であるA市B区の「強制」が生かされている。しかし、この統合事務処理は、申立人の婚姻年月日及び申立人の夫が加入している年金の種類を確認することなく行われており、昭和42年3月に保険料を還付した事実も無視したものであり、行政側の重大な錯誤であると考えられる。

また、申立人の年金記録については、昭和41年1月に、C町において国民年金に加入した際、申立人の夫が被用者年金に加入しているという理由により、同年同月から国民年金の任意加入の資格となっており、それ以前については、国民年金被保険者資格を有していないということを理由として、42年3月10日に、申立期間に係る保険料の還付処理が行われたものと推認できる。しかしながら、この時点において、行政側は、申立人が、A市において国民年金に加入していたことを承知してはいないものの、申立人が、同市において、昭和

35年10月から国民年金に加入し、資格も「強制」となっていることを考慮すると、保険料の収納に疑義をはさむ余地はないものと考えられ、A市において国民年金に加入していた事実及び資格種別を確認した形跡がうかがえず、婚姻事実の確認のみをもって保険料を還付した事務処理は、正当であったとは言い難い。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたC町が管理する国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間を含む昭和40年4月から41年3月までの保険料について、同年3月31日に現年度納付していることが確認できるが、同名簿には、申立期間の保険料が還付された記載が無いことから、申立期間の保険料について、還付された記憶は無いとする申立人の主張には、信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

昭和54年3月ころ、それまでA市役所（現在は、B市役所）から何度か国民年金への加入勧奨の案内が送付されて来たので、同市役所で国民年金の加入手続を行った。

また、申立期間の国民年金保険料については、義父から援助してもらい、6万円ないし7万円を納付した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和54年3月と考えられ、この時点において時効未到来であった申立期間については、過年度納付が可能であることから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間の保険料について、申立人は、義父から援助してもらい、6万円ないし7万円を納付した記憶があると主張しているところ、この金額は当時の保険料とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時、家族で農業を営んでおり、申立期間の前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成元年 7 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで
④ 平成元年 7 月
⑤ 平成元年 10 月

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの期間、同年 4 月から 63 年 3 月までの期間、同年 4 月から同年 6 月までの期間、平成元年 7 月及び同年 10 月の国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間については、昭和 61 年 7 月 1 日付けで会社を退職後、国民年金に加入し、銀行又は郵便局において毎月保険料を納付していたはずである。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が国民年金に加入した時期は、被保険者台帳管理簿により、昭和 63 年 6 月以降であると考えられ、この時点において、申立期間③の保険料について、現年度納付することは可能であり、事実、申立人が、申立期間③当時の居住地の A 市が管理する国民年金保険料収納一覧表により、同期間直後の期間の保険料について、現年度納付していることが確認できることから、申立期間③の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間③、④及び⑤については、それぞれ 3 か月、1 か月及び 1 か月と短期間である上、オンライン記録により、申立人は、申立期間④及び⑤の前後の期間の保険料について、現年度納付していることが確認できることから、申立期間④及び⑤の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人が申立期間①及び②当時に居住していたB区において国民年金の加入手続を行った場合、「****」の国民年金手帳記号が払い出されることとなるが、申立人の国民年金手帳記号はA市において払い出される「****」であることから、申立期間①及び②について、B区において継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間①及び②の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から62年3月まで

昭和62年4月に、A業の修業を終え、B市へ戻ったところ、B市役所から国民年金への加入勧奨の通知が届いていた。母親に相談した結果、国民年金の加入手続を行うことにし、20歳までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得した。

申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、母親が、1回につき1年分を納付し、合計2回納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付したとするその母についても、申立期間の保険料を納付している。

また、オンライン記録により、昭和63年7月5日に過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できることから、申立人は、少なくともこの時点で、納付可能であった申立期間中の61年4月から62年3月までの保険料を納付しなかったとは考え難いほか、62年度の7月ころにも過年度保険料の納付書が発行されたものと推認できることから、その母が、1回につき1年分を納付し、合計2回納付したという主張には信憑性が認められる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、昭和62年4月30日に初めて保険料を納付したことが確認できることから、この時点において時効未到来であった申立期間中の60年4月から61年3月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、A市役所内の金融機関窓口か、A市内の銀行で納付し、申立期間②の保険料については、同市内の納税組合を通じて、期別ごとに納付した。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ6か月及び3か月と短期間であり、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間①前後の期間について、保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、当該台帳により、申立人は、申立期間②の直前の期間（昭和57年4月から同年12月まで）について、保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間②の保険料について、A市内の納税組合を通じて、期別ごとに納付したと主張していることから、A市役所に照会したところ、当時、同市内に、「B」という名称の納税組合が存在した旨の回答が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

第3回特例納付により、未納期間に係る保険料をさかのぼって納付することができること聞き、私の夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む未納期間に係る保険料として、約38万円を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3回特例納付により、未納期間に係る保険料をさかのぼって納付することができること聞き、その夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む未納期間に係る保険料として、約38万円を納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和54年5月1日に、52年1月から53年3月までの保険料を過年度納付により3万600円並びに55年6月12日に、36年4月から40年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の保険料を第3回特例納付により20万4,000円を納付していることが確認でき、これに、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付したとして算出される保険料14万4,000円を加えると、合計37万8,600円となり、申立人が主張する金額とほぼ一致する。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと考えられる時期（昭和53年8月15日から54年1月8日までの間）以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとするその夫についても、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対す

る意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人夫婦は、農家であり、昭和 55 年当時の作付面積はAが 0.4 ヘクタール、Bが 1.0 ヘクタールとなっており、各作物の作付面積から算出される生産額は約 300 万円となる上、申立期間前後において生活状況に大きな変化が認められないことから、約 38 万円の保険料を納付するのに経済的な問題はなかったものと考えられる。

なお、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所は、昭和 54 年 5 月 1 日に納付された保険料のうち、52 年 1 月から同年 3 月までの保険料を時効経過後の納付であることを理由に 54 年 6 月 7 日に還付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から50年3月まで
ねんきん特別便で確認したところ、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和52年4月の婚約と同時に夫と同居し、同年12月に入籍した。申立期間については、役場から、過去の未納期間に係る保険料が納付できる旨の通知が届いたため、婚姻前の期間に係る保険料であったにもかかわらず、53年9月ないし同年10月ころに、夫が、保険料をまとめて納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとするその夫についても、20歳で国民年金に加入後、60歳で国民年金被保険者資格を喪失するまでの480月のすべての期間について、保険料を納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の夫は、A業を営んでおり、申立期間の保険料を納付したとする昭和53年9月ないし同年10月ころにおいて生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

さらに、申立人の夫が、申立期間の保険料を納付したとする昭和53年9月ないし同年10月ころには、第3回特例納付が実施されており、事実、申立人が保管するB町役場（現在は、C市役所）からの「国民年金保険料未納分のお知らせ」について、その記載内容に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年6月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、平成4年4月から同年6月までの期間について、国民年金の未加入期間とされていた。

申立期間については、大学生であり、平成4年11月4日に、母が、実家のA市B区において、申立期間を含む4年4月から5年3月までの保険料をまとめて納付してくれ、その領収書も保管している。

このため、申立期間について、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が国民年金被保険者資格を取得したのは、平成4年7月27日であることが確認できるが、申立人が保管する年金手帳には、申立人が同資格を取得したのは、20歳に到達した同年*月*日と記載されており、事実、申立人の申立期間当時の住所地であるC町役場(現在は、D市役所)が管理する、申立人に係る国民年金被保険者台帳においても、国民年金被保険者資格の取得日が、年金手帳の同資格の取得日と同一日となっていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していないが、申立人が保管する年金手帳には、平成4年*月*日に同資格を取得した記載があることが確認でき、事実、申立人が保管する国民年金保険料に係る領収書により、同年11月4日に、申立人の母が、申立期間を含む4年4月から5年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間については、本来、国民年金被保険者とするべき期間であり、保険料が納付されていたにもかかわらず、還付手続が行われ、理由が

不明であるが、国民年金の未加入期間となっていることについては、行政側における事務処理の不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月及び同年3月
② 昭和44年4月から51年2月まで

国民年金保険料については、昭和39年に結婚するまで、親が行っているA業を手伝っていたので、親が納付してくれていたが、結婚後は自分で納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は、2か月と短期間である。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間①の直前の期間（昭和40年4月から44年1月まで）の保険料については、すべて3か月単位で現年度納付されていることが確認できるとともに、社会保険事務所（当時）職員から、当時、3か月単位で納付が行われていた旨の証言が得られたことから、申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、昭和46年1月23日付けでB社会保険事務所からC市D区を管轄する社会保険事務所に同台帳が移管されたことの記録が確認できることから、同市同区では、同日以前に申立人に対して納付書を発行することは不可能であると考えられるため、申立期間②の保険料について、現年度納付していたとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、オンライン記録により、申立人の元夫の年金記録については、平成3年4月1日に、昭和44年5月及び同年7月から51年1月までの期間の厚

生年金保険被保険者資格記録が統合されていることが確認できることから、同資格記録が統合されるまで、元夫は、申立期間②の国民年金保険料について納付していなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料について、C市D区役所において、納付書により納付していたと主張しているが、行政機関において、かかる長期間（83月）にわたり納付記録を欠落する瑕疵^{かし}があったと考えるのも不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年3月まで
社会保険事務所(当時)で私と妹の納付記録を確認したところ、私のみ、昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間当時、私は妹と一緒にAを経営しており、申立期間の保険料については、B市役所において、私と妹の二人分を納付し、事実、昭和36年及び37年の金銭出納簿では、支出欄に二人分の保険料を納付したことの記載が確認できる。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である。
また、申立人は、申立期間当時、Aを営んでおり、申立期間の前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。
さらに、申立人が所持している国民年金手帳の検認記録により、申立人は、申立期間の前後の期間について、保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。
加えて、申立人は、その妹と一緒に申立期間の保険料を納付していたと主張しており、事実、その妹に係る申立期間の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和22年4月10日に、同社C支店における資格取得日を同年9月30日に訂正し、申立期間のうち、同年3月の標準報酬月額を240円とし、同年9月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月1日から同年4月10日まで
② 昭和22年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社D支店に勤務していた昭和22年3月1日から同年4月10日までの期間及び同社C支店に勤務していた同年9月30日から同年10月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和21年3月25日の入社から59年5月1日の退職まで、A社に継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の「E」により、申立人は、申立期間①に同社D支店に勤務し、申立期間②に同社C支店に勤務していたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人は、申立期間①及び②に、正社員として、同社に勤務していた旨の回答が得られたほか、正社員であれば厚生年金保険に加入させていた旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録により、A社D支店は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になったことが確認できることから、申立人は、同社同支店の直前の勤務先である同社B支店において、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社D支店に勤務しながらも、同社B支店における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、また、申立期間②において、同社C支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿による昭和21年4月1日の算定の記録により、240円（8等級）とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る同社C支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿による22年10月1日の算定の記録により、600円（厚生年金保険の最高等級である6等級）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和43年11月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月29日から同年12月3日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B出張所に勤務していた昭和43年11月29日から51年4月19日までの期間のうち、43年11月29日から同年12月3日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和27年6月に入社してから平成元年12月に退職するまで、A社に継続して勤務していた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社(A社の合併後の会社)から提出された「在籍履歴(写)」により、申立人は、昭和27年6月1日から平成元年12月10日まで、A社に継続して勤務し、昭和43年11月29日付けで、同社D支店から同社B出張所に異動したことが確認できる。

また、E厚生年金基金(F厚生年金基金と合併後の基金)から提出された「厚生年金基金加入員台帳(写)」により、申立人が、A社B出張所において、厚生年金基金加入員資格を昭和43年11月29日に取得したことが確認できる。

さらに、E厚生年金基金に照会したところ、申立期間当時、厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、人事異動のたびに、複写式の様式を用いて行われていたと思われる旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和43年11月29日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、E厚生年金基金から提出された「厚生年金基金加入員台帳(写)」に記載されている額から、6万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月31日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成17年5月31日から同年7月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社を退職したのは平成17年6月30日であることから、被保険者資格喪失日は同年7月1日となるはずである。

証拠書類として平成17年5月分及び同年6月分の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員出勤簿及び退職証明書により、申立人は、同社に平成17年6月30日まで勤務していたことが確認できる。また、申立人から提出された雇用保険受給資格者証により、申立人は、A社において、平成16年11月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、17年6月30日に離職していることが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立期間当時の給与支払方法は当月末締め
の当月末支払いであり、保険料控除方法は当月控除方式である旨の回答が得られたことから、申立人から提出された平成17年5月分及び同年6月分の給与明細書に記載されている社会保険料は、同年5月及び同年6月の厚生年金保険料であると認められる。

加えて、A社から、申立人に係る被保険者資格の喪失届を提出する際、被保

険者資格喪失日について、申立人が主張する喪失年月日である平成 17 年 7 月 1 日と記載すべきところ、申立人の退職願を受理した日付である同年 5 月 31 日と誤って記載してしまった旨の回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に A 社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された A 社における平成 17 年 5 月分及び同年 6 月分の給与明細書の厚生年金保険料控除額により、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、事業主は平成 17 年 5 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月分及び同年 6 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月29日から同年10月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C出張所における被保険者資格喪失日が、昭和37年9月29日である旨の回答を受けた。

私は、昭和37年10月1日付けでA社C出張所から同社D営業所へ異動したことから、同社C社における被保険者資格喪失日は同一日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の「在籍証明書」及び同社からの回答により、申立人は、昭和31年4月1日から平成9年9月30日まで継続して同社に勤務していたことが確認できる。また、申立人が名前を挙げた同僚の証言により、申立人は、昭和37年10月1日付けでA社C出張所から同社D営業所に異動したことが推認できる。

また、申立期間後に、昭和39年5月1日付けでA社C出張所の社会保険担当者となった者から、申立期間当時、正社員が他の出張所等へ異動する際には、継続して厚生年金保険に加入させていたはずである旨の証言が得られたほか、オンライン記録により、当時、同社同出張所において被保険者資格を有していた同僚のうち、同出張所から他の出張所に異動した者の厚生年金保険の加入記録について調べたところ、一部の者を除いて、異動時に被保険者期間が欠落している者は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社C

出張所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和37年8月の記録により、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者であるAにより給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和33年9月29日に、資格喪失日に係る記録を34年2月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年9月29日から34年2月19日まで

社会保険事務所(当時)に船員保険の加入記録を照会したところ、A氏が所有するB丸に乗船していた昭和33年9月29日から34年2月19日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。船員手帳から、乗船していたことが確認できるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳により、申立人が、昭和33年9月29日から34年2月18日までの期間について、B丸に通信長として乗船していたことが確認できる。

また、B丸を含む、申立期間当時にA氏(屋号は、「C」であり、代替わりして現在も存続している。以下「C」という。)が所有する船舶において船員保険被保険者資格を有する者のうち、申立人と年齢が近く、連絡先が判明した者7人に照会したところ、1人から、通信長は各船一人の重要な職務であり、船員保険に加入させないとは考え難いとの証言が得られた上、Cからも同様の回答が得られた。

さらに、船員保険被保険者名簿から、申立期間当時、Cにおいて船員保険被保険者資格を有している者は58人確認できるが、複数の同僚の証言を総合すると、Cは申立期間当時2隻の船舶を所有し、その船舶乗組員は2隻で50人程度であると考えられることから、申立期間当時、Cにおいては、すべての乗組員を船員保険に加入させていたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員手帳に給与1万円と記載されていることから、1万円（6等級）とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかたか否かについては、Cから、申立期間当時の資料は保存されておらず不明である旨の回答を得ているが、仮に船舶所有者から申立人の申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、船舶所有者から申立てどおりの資格得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年9月から34年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、船舶所有者は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月30日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が、昭和57年3月30日である旨の回答を受けた。

私は、昭和57年3月31日付けでA社を退職したことから、当該資格喪失日は同年4月1日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時、同社に勤務していた者の証言により推認できる。

また、A社に照会したところ、厚生年金保険料の控除方式については、申立期間当時から現在まで、当月控除である旨の回答が得られたほか、月末に退職する者の厚生年金保険の取扱いについては、通常、退職月の翌月1日付けで社会保険事務所に被保険者資格喪失届を提出しているはずであるとしており、申立人の申立期間に係る同資格喪失届を提出する際に、誤りがあったとする旨の回答が得られた。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、資格喪失日が退職月の30日又は31日付けとなっている者3人に照会したところ、そのうちの2人から、厚生年金保険料は当月控除であったため、退職月の給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に

勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の厚生年金保険健康保険被保険者原票において確認できる、申立人に係る昭和56年10月の同社における算定時の記録により、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明であるとしているものの、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和57年3月30日として届出を行った旨の回答が得られたことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所における被保険者資格取得日が、昭和42年12月1日である旨の回答を受けた。

私は、昭和27年9月30日にC社に入社し、42年11月1日付けで同社からA社B事業所に出向したことから、同社における被保険者資格取得日は同一日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社(A社B事業所の現在名)から提出された「従業員名簿」により、申立人は、昭和42年11月1日付けでA社B事業所に入社したことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、C社からA社B事業所へ異動したことが確認できる同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚一人の加入記録を調べたところ、厚生年金保険被保険者期間に欠落は見られない。

さらに、申立人が名前を挙げた上記の同僚に照会したところ、自身と申立人の業務内容はほぼ同じであり、A社B事業所における厚生年金保険の適用についても同じであった旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所にお

ける昭和42年12月のオンライン記録により、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立てどおりの届出については行っていない旨の回答が得られたことから、事業主は昭和42年12月1日を被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月29日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成13年6月29日から同年7月1日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。しかし、私は、平成13年6月30日まで間違いなく当該事業所に勤務しており、給与から同年6月分の厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書もある。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料（3万2,965円）を給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人については、平成13年7月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格喪失の届出をしなければならないところ、事務手続の誤りにより同年6月29日付けで届出書を提出した旨の証言が得られ、また、申立期間において、継続して申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成13年6月分の給与明細書において確認できる保険料控除額により、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は申立人について被保険者の資格喪失日を誤って届け出た旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和59年3月31日である旨の回答を受けた。

私は、昭和59年3月31日までA社B事業場に勤務し、同年4月1日付けで同社の関連会社であるC社(現在は、D社)へ異動したため、A社B事業場における被保険者資格喪失日は同日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E企業年金基金から、申立人の加入員資格取得日は昭和56年4月1日で、現在も加入中である旨の回答が得られたことから、申立期間においても継続して同基金に加入していたことが認められる。

また、F健康保険組合から、申立人の組合員資格取得日は昭和56年4月1日で、現在も組合員である旨の回答が得られたことから、申立期間においても継続して組合員であったことが認められる。

さらに、D社に照会したところ、申立人のA社B事業場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和59年4月1日であり、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたものの、納付については行っていなかった旨の回答が得られた。

加えて、D社から、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の喪失届は複写式の様式(6枚綴り)であったとしており、申立人の申立期間に係る同資格

の喪失届を社会保険事務所へ提出した後、同社の控えにより同届出に誤りがあることが判明したことから、E企業年金基金が管理する台帳のみを修正した旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B事業場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のE企業年金基金における昭和59年3月の記録により、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、事業主は昭和59年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年5月から46年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和43年5月から46年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

結婚（昭和45年1月）を機に、A市役所において国民年金の加入手続を行った。申立期間①の保険料については、A市役所の窓口において納付し、申立期間②の保険料については、昭和48年9月にB市へ転居した際に、B市役所の窓口において納付した。また、両申立期間の保険料とも、義姉が、私の給与から控除して納付してくれていたことを記憶している。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和45年11月以降と考えられ、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、オンライン記録により、申立人の年金記録については、平成16年2月に、申立期間①の直前の期間の厚生年金保険被保険者資格記録が追加されたため、国民年金被保険者資格取得日が、国民年金の加入手続時の当初の年金記録である昭和42年*月*日から、現在の年金記録である43年5月1日に変更されていることが確認できるほか、平成14年1月に、申立期間②直後の期間の厚生年金保険被保険者資格記録が追加されていることが確認できることから、申

立人が申立期間①及び②の保険料を納付したとする申立てには矛盾がある（厚生年金保険被保険者資格記録が追加されなかった場合、本来の申立期間は、昭和42年*月から46年3月までの43月及び48年4月から平成13年10月までの343月となるはずである。）。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の保険料について、その義姉が納付したと主張しているが、その義姉に照会したところ、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付した記憶は無い旨の証言が得られた。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の保険料について、さかのぼって納付したことはないとしており、事実、この期間の保険料について、過年度納付及び特例納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から45年10月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和38年5月から45年10月までの期間について、国民年金の未加入期間とされていた。

昭和38年4月30日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、父親が、国民年金に加入した方が良いとして、A役場において加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料については、妻が父親に予め預けておき、父親が毎月25日ごろ集金に来た納税組合の組合長に渡していた。また、納税組合を通じて保険料を納付していたことにより、納税組合の旅行に参加したことを記憶している。

このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月30日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、その父がA役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「B」であるにもかかわらず、申立人には、現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号の「C」が払い出される以前に、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加

入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料の納付状況について証言が得られる者として名前を挙げた二人に照会したところ、申立人の父が納税組合に加入していた旨の証言が得られたものの、保険料の納付状況については確認できない旨の回答が得られた。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 52 年 7 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 51 年 5 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 51 年 5 月に、次女出産の手伝いに来ていた母が、当時、私が住んでいた A 県の B 町役場において、国民年金の加入手続をしてくれたことを記憶している。また、申立期間の保険料については、加入手続後に納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 52 年 8 月 29 日であることが確認でき、申立人は、申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和 46 年 4 月）による合算対象期間（カラ期間）であるため、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人は、その母が、昭和 51 年 5 月に、当時、申立人が居住していた A 県 C 町において、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 962 (事案 295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 55 年 1 月まで
社会保険事務所 (当時) で納付記録を確認したところ、昭和 52 年 8 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、A 町役場 (当時) の国民年金課の窓口において納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、昭和 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、A 町役場において国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、B 町が平成 11 年 2 月 17 日付けで C 県に提出した申立人の国民年金被保険者関係届出書の写しにより、申立人が昭和 49 年 1 月に D 市において国民年金に再加入した後、厚生年金保険被保険者資格の取得及び同資格の喪失の手続を複数回行っているにもかかわらず、平成 11 年 2 月に B 町において国民年金の再加入手続を行うまで国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の手続を行っていなかったことが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく 20 年 7 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、D 市において納付した昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの保険料の領収書を提出しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月及び同年5月
社会保険事務所(当時)で夫婦二人の納付記録を確認したところ、私のみ、平成13年4月から同年5月までの国民年金保険料が未納とされていた。
平成13年7月に、私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料と国民健康保険料を、合わせて約15万円納付した。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

オンライン記録により、申立人は、平成13年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、社会保険事務所から国民年金の加入勧奨通知を2回(平成13年6月21日、15年2月25日)送付されていることが確認できることから、13年7月に保険料を納付したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

また、同様に、オンライン記録により、申立人は、平成14年1月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後の国民年金が未手続となっている期間(平成14年1月)について、15年8月26日に社会保険事務所から国民年金の加入勧奨通知が送付されていることが確認できるものの、その後、加入手続を行った形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、平成13年7月に、その妻が、夫婦二人分の国民年金保険料と国民健康保険料を、合わせて約15万円納付したと主張しているが、オンライン記録では、その妻の年金記録については、平成13年4月及び同年5月の保険料を、15年5月19日に納付していることが確認できるほか、A市役所に照会したところ、申立期間当時、申立人が国民健康保険に加入した記録は無い旨の回答が得られたことから、申立人の主張には、不合理な点が認められる。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

茨城厚生年金 事案 669

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 17 日から同年 3 月 1 日まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関B所における被保険者資格喪失日が、昭和 53 年 2 月 17 日である旨の回答を受けた。

昭和 40 年 4 月 1 日から平成 17 年 8 月 26 日まで、A機関に継続して勤務しており、申立期間については、昭和 53 年 3 月に、長女が保育園を卒園した後、A機関B所からCセンターに転勤したことから、A機関B所における被保険者資格喪失日が同年 2 月 17 日であるはずがない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A機関から提出された人事記録の写し、A機関健康保険組合から提出された被保険者台帳及び申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日から平成 17 年 8 月 26 日までA機関に継続して勤務し、申立期間当時、A機関B所に勤務していたことが確認できる上、昭和 53 年 3 月 1 日付けで、A機関B所からCセンターに異動したことが確認できる。

一方、A機関から提出された「D」(昭和 53 年 3 月付け)により、A機関は、厚生年金保険料を全額負担していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 45 年 2 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 7 月から 45 年 2 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 42 年 7 月から 45 年 2 月までの期間、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間について、労働局に照会したところ、事業所廃止のため事業所名称は不明であるが、申立人が昭和 43 年 2 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、45 年 2 月 28 日に離職した記録がある旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社に勤務していた者から、申立人は、当時、同社に勤務していた旨の証言が得られたことから、上記雇用保険の被保険者記録と考え合わせると、申立人は、申立期間中、同社に勤務していたことが推認できる。

一方、B社（A社の後継会社）に照会したところ、申立期間当時の人事関係書類が残存していないため、申立人に係る当時の厚生年金保険の加入について確認できないものの、当時、臨時雇用の従業員については、全員を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社に勤務していた者のうち、連絡先の判明した 9 人（申立人が名前を挙げた者 4 人を含む。）に照会したところ、6 人から回答が得られ、そのうちの 1 人から、当時、同社では、現場要員として臨時雇用の従業員を採用し、それらの者は厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立人が同じく C 職だった同僚として名前を挙げた者の中には、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない同僚が確認できることから、申立期間当時の同社では、従業員全員を厚生年金保険に加

入させる取扱いは行っていなかった状況がうかがえる。

加えて、B社から提出された申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に申立人の名前は見当たらない。また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 26 日から 47 年 2 月 17 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 46 年 2 月 26 日から 47 年 2 月 17 日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。申立期間については、間違いなくA社B工場に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時にA社B工場に勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時の同僚の証言により推認できる。

一方、申立期間当時のA社の事業主は既に他界していることから、商業登記簿謄本により確認できた申立期間の直近において在職する役員に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した13人に照会したところ、9人から回答があったが、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、同僚照会で回答のあった者のうち7人は、事務員であった申立人とは業務内容が異なっていたと証言しており、また、申立人がA社B工場と同じ事務員だったとして名前を挙げている同僚2人は、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に名前が確認できない。

加えて、申立期間当時にA社本社及び同社B工場において社会保険事務を担当していた二人に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関に勤務していた昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日までの期間のうち、44 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A機関には、昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで継続して勤務しており、厚生年金保険にも加入していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA機関に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、A機関は、昭和 45 年 1 月 1 日付けで新規に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、存命で連絡先が判明した 4 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのうち 2 人からは、申立人は申立期間当時も勤務していたが、給与から保険料を控除されていなかった旨の証言が得られた。

また、申立期間当時のA機関の代表者は既に他界しているため、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する証言を得ることができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年から 39 年まで
② 昭和 40 年から 44 年まで
③ 昭和 44 年
④ 昭和 45 年から 46 年まで
⑤ 昭和 46 年から 47 年まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和37年から39年までの期間、B社に勤務していた40年から44年までの期間、C社に勤務していた44年、D社に勤務していた45年から46年までの期間及びE社に勤務していた同年から47年までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、各事業所において、F職として勤務しており、万が一のことを考え健康保険が完備された会社を選んで入社し、各事業所から健康保険証を渡されたことを記憶している。

このため、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により「A社」及び類似の名称を含む事業所を検索した結果、申立人が主張する所在地であるG自治体H区において当該事業所名に係る適用事業所は見当たらない。

また、上記検索結果により、申立期間①中に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所として、G自治体I区に「J社」、G自治体K市に「J社」及びL県M市に「N社」が存在していたことが確認できるものの、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①に「A社」と一緒に勤務していたとして同僚の名前を挙げているものの、オンライン記録に該当する者は見当たらない。

2 申立期間②について、当時、B社において被保険者資格を有し、存命中で連絡先が判明した同僚7人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言は得られなかった。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無い上、申立期間②当時、一緒に勤務したとして申立人が名前を挙げている同僚3人の名前も見当たらないことから、同社においては、必ずしも、社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがえる。

3 申立期間③について、オンライン記録により「C社」及び類似の名称を含む事業所を検索した結果、申立人が主張する所在地であるG自治体O区において当該事業所名に係る適用事業所は見当たらない。

また、上記検索結果により、申立期間③中に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所として、G自治体P区に「Q社」、G自治体R区に「S社」、G自治体T区に「U社」、同区に「V社(W)」及び同区に「V社(X)」が存在していたことが確認できるものの、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間③に「C社」に一緒に勤務していたとして同僚の名前を挙げているものの、オンライン記録に該当する者は見当たらない。

4 申立期間④について、当時、D社において被保険者資格を有し、存命中で連絡先が判明した同僚一人に照会したところ、回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言は得られなかった。

また、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無い上、申立期間④当時、一緒に勤務したとして申立人が名前を挙げている同僚二人の名前も見当たらないことから、同社においては、必ずしも、社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがえる。

5 申立期間⑤について、当時、E社において被保険者資格を有し、存命中で連絡先が判明した同僚4人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間⑤当時、E社において社会保険事務を担当していた者に照会したところ、当時の関係資料は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について確認できない旨の回答が得られた。

さらに、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無い上、申立期間⑤当時、一緒に勤務したとして申立人が名前を挙げている同僚二人の名前も見当たらないことから、同社においては、必ずしも、

社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがえる。

- 6 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。
- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 2 日から 36 年 10 月 20 日まで
③ 昭和 36 年 10 月 28 日から 40 年 12 月 25 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 1 日までの期間並びにB社に勤務していた同年 10 月 2 日から 36 年 10 月 20 日までの期間及び同年 10 月 28 日から 40 年 12 月 25 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、法務局に照会したところ、C県D市に「A社」及びE自治体F区に「A社」が存在する旨の回答が得られた。このことから、オンライン記録により、両事業所における厚生年金保険の適用状況について調べたところ、C県D市に存在する「A社」については、昭和 63 年 4 月 6 日付けで適用事業所に該当していることが確認できるため、申立人が主張する事業所とは考え難いほか、E自治体F区に存在する「A社」については、当時、適用事業所に該当していたことが確認できるものの、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したことは考え難い。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった上、当該同僚二人にも、申立期間において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

2 申立期間②及び③について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地であるG県H市及びE自治体F区Iに、「B社」という名称の会社及び法人は見当たらない旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により「B社」を含む名称の事業所を検索した結果、申立期間②及び③中に適用事業所に該当している事業所として、E自治体F区Jに「B社」が存在していることが確認できることから、申立期間②及び③に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、同社は、昭和39年6月1日付けで適用事業所に該当していることが確認できるものの、申立期間②のすべて及び申立期間③の一部については、適用事業所に該当していない上、同名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したことは考え難い。

さらに、申立期間当時の「B社」の代表者に照会したところ、当時、申立人が、同社に勤務していたことは記憶しているものの、日雇い扱いであり、厚生年金保険には加入させていなかった旨の証言が得られた。

加えて、申立期間②及び③当時に「B社」に勤務していた同僚3人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

3 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月21日から51年7月31日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和50年12月21日から51年7月31日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。しかし、私は、間違いなくA社B工場に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社B工場に勤務していたことは、同社の社会保険事務担当者及び同僚の証言により推認できる。

一方、申立期間について、A社の社名変更後の事業所であるC社に照会したところ、申立人に係る厚生年金保険の適用については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した8人に照会したところ、6人から回答が得られたが、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚の一人からは、自らはA社B工場に入社後、1年間くらい経過してから厚生年金保険に加入し、社員の中には厚生年金保険に加入していなかった者もいたとの証言が得られたことから、申立期間当時、同社B工場では、必ずしも、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いが行っていなかったとともに、社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いも行っていなかった事情がうかがえる。

加えて、A社B工場における社会保険担当者に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立人については、申立期間において、A社B工場を含め、雇用保険の加入記録は確認できない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前及び申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 41 年 12 月 16 日から 55 年 7 月 21 日までの期間のうち、44 年 5 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 41 年 12 月 16 日に入社してから 55 年 7 月 21 日に退職するまで、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、B社の回答から推認できる。

一方、B社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないものの、申立人については社会保険事務所の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出を行い、同期間に係る厚生年金保険料の控除は行っていなかった旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた事業主の妻に照会したところ、当時、一部の従業員から、社会保険料を控除されると給与の手取額が少なくなるとの申し出を受けて、給与体系を変更するとともに、大部分の従業員の厚生年金保険被保険者の資格喪失手続を行ったが、その後、顧問税理士の指導があり、再度、同資格取得手続を行った記憶がある旨の証言が得られた。

さらに、オンライン記録によりA社において厚生年金保険被保険者の資格取得手続が複数回行われたことが確認できる同僚5人（申立人が名前を挙げた同僚2人を含む。）のうち、存命中で連絡先の判明した4人に照会したところ、2人から回答が得られ、そのうちの1人から、申立期間当時、給与体系が日給月給から歩合給に変わった旨の証言が得られたほか、また、1人から、請負システムに変わった旨の証言が得られた。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和44年4月30日時点で厚生年金保険の被保険者資格を有していた申立人を含む14人の従業員のうち、13人は同年5月中に同資格を喪失していることが確認できる。また、前記従業員14人のうち、A社において継続して被保険者資格を有していた者1人に照会したところ、自身は、夜間高校に通っており、他の従業員と異なる雇用条件で勤務していた旨の証言が得られた。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和45年4月1日、離職日が55年7月20日である旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 38 年 6 月 15 日まで
② 昭和 38 年 7 月 12 日から同年 8 月まで
③ 昭和 39 年 3 月から同年 9 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 37 年 11 月から 38 年 6 月 15 日までの期間及び 38 年 7 月 12 日から同年 8 月までの期間並びに C社に勤務していた 39 年 3 月から同年 9 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社については、勤務期間中、本社の住所が Dと記載された健康保険証を見た記憶があり、また、C社については、給与明細書に健康保険料の控除の記載があったことを記憶している。

このため、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、E自治体F市G町にあった営業所及びH県I市にあった営業所に勤務していたと主張していることから、B社に照会したところ、当時の書類は残存していないため、当時の営業所名については確認することはできないとしており、また、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、申立期間①及び②当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した3人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、申立人と営業所の異動履歴が同一であったとする同僚一人の名前を挙げていることから、その同僚についてオンライン記録により調べたところ、連絡先が判明しないため、申

立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について証言を得ることができない。

加えて、申立人は、昭和 37 年 11 月から 38 年 8 月まで A 社に継続して勤務していたとして申し立てているものの、調査過程において、最初の勤務地である E 自治体 F 市 G 町の営業所が廃止になった際、いったん退職してから、F 県 I 市の営業所に再就職するまで 1 月の空白期間があったと主張していることから、社会保険の未加入期間が 1 月は存在することになり、その主張には不合理な点が認められる。

2 申立人が申立期間③当時に C 社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

また、C 社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 3 人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、2 人から回答が得られ、そのうちの 1 人から、当時、同社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、3 か月の試用期間があったこと、また、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいなかった旨の証言が得られた。

さらに、C 社に照会したところ、申立期間③当時の書類は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することはできない旨の回答が得られた。また、J 健康保険組合に照会したところ、申立期間③当時の資料は残存していないため、申立人に係る健康保険の加入の有無については確認できない旨の回答が得られた。

加えて、オンライン記録により、C 社は、昭和 39 年 6 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、申立期間③のうち、同年 3 月から同年 5 月 31 日までの期間について、厚生年金保険の適用を受けていないことが確認できる。

3 公共職業安定所に照会したところ、各申立期間に係る両事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

4 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関B出張所に勤務していた期間のうち、昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、C作業のため、昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 1 月 1 日までの期間限定で、A機関B出張所に勤務していた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた申立期間当時のA機関B出張所の上司に照会したところ、当時の同機関同出張所の職員数は3人ないし4人であったとし、勤務期間は特定できないものの、申立人は臨時職員として同機関同出張所に勤務していた旨の証言が得られた。

しかし、上記回答があった上司から、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は、勤務期間が同一であった同僚が一人いたとして、その同僚の名前を挙げていることから、申立期間当時のA機関の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により調べたところ、連絡先は判明しなかったものの、その同僚は、申立人と同じく、厚生年金保険被保険者資格を昭和 36 年 6 月 1 日に取得し、37 年 10 月 1 日に喪失していることが確認できる。

さらに、A機関における厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と同一日である者8人のうち連絡先の判明した4人及び申立期間同時に同機関に勤務していた者4人の合計8人に照会したところ、5人から回答が得られ、全員から、自身の厚生年金保険被保険者期間に誤りはない旨の回答が得られたほか、そのうち3人からは、C作業が終了し退職した旨の回答が得られた。

加えて、A機関に照会したところ、申立期間当時の資料は保存期間を経過しているため残存しておらず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保

険の適用について確認することはできない旨の回答が得られたほか、当時、D県内の各出張所等でC作業が行われ、同機関B出張所においては、昭和 37年 10月 31日を期日に同作業が行われていた旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 679

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 46 年 5 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 45 年 8 月から 46 年 5 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間のうち、昭和 45 年 8 月に入社してから同年 12 月ごろまでは、研修のためB社に出向していたものの、その後、A社に戻り、C職の仕事をしており、申立期間に同社に勤務していたことは間違いない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付の有無については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。また、B社に照会したところ、申立期間当時にA社から出向してきた者の厚生年金保険の取扱いについては、当時の資料が残存していないため不明であるとしているほか、当時の労働者名簿に申立人の名前は見当たらない旨の回答が得られた。

また、申立期間当時にA社に勤務していた同僚9人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は、研修のためB社に出向した際、一緒に出向した同僚が一人いたとして、その同僚の名前を挙げていることから、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票綴により調べたところ、名前が一致する者が一人いることが確認できるものの、この者は申立期間より後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社においては、入社後、研修

のためB社に出向させた社員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っておらず、数年後に加入手続を行っていた事情がうかがえる。また、当該原票綴には、申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 680

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から同年10月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和27年4月から同年10月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、高等学校卒業後、A社に事務職として採用され、入社したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立期間当時の書類は残存していないため、申立人の厚生年金保険の加入については確認できない旨の回答が得られた。また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した二人に照会したところ、一人から回答が得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同社に入社したとする昭和27年4月及び同年5月に、申立人を含め、厚生年金保険被保険者資格を取得した者は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 52 年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 8 月 13 日から 56 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 45 年 1 月から 52 年 8 月 1 日までの期間及び 53 年 8 月 13 日から 56 年 7 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、昭和 45 年 1 月に入社してから 56 年 7 月 1 日に退職するまで、A社に継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所に照会したところ、申立人は、昭和 48 年 11 月 25 日から 50 年 3 月 31 日までの期間、同年 9 月 10 日から 51 年 2 月 29 日までの期間及び同年 10 月 21 日から 53 年 8 月 12 日までの期間に、A社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られたことから、申立期間①の一部の期間について、同社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立期間①当時、A社に勤務していた同僚のうち、存命中で連絡先の判明した 4 人に照会したところ、回答を得ることができなかった。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間①について、国民年金被保険者資格を有しており、同期間中、国民年金保険料が未納となっている昭和 47 年度を除き、残るすべてが全額申請免除期間となっていることが確認できる。

- 2 A社は、オンライン記録により、昭和 54 年 3 月 31 日付けで、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるほか、商業登記簿謄本により、同年 7 月 15 日付けで、解散していることが確認できることから、申立期間②の大半について、同社は営業していなかったものと推認できる。
- 3 申立期間①及び②当時の事業主の妻に照会したところ、自身は業務に全く関わっておらず、社会保険等の手続についてはすべてその夫が行っていたとし、また、その夫は既に他界しているため、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無については、回答することができない旨の証言が得られた。
また、申立人の代理人である長男は、申立人が、申立期間①及び②当時、日雇いの従業員としてA社に勤務していたことは記憶しているが、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関しては記憶していないとしている。
- 4 このほか、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 27 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 17 日から 45 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 39 年 6 月 27 日から 40 年 5 月 1 日までの期間及び B社に勤務していた 40 年 10 月 17 日から 45 年 5 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社において1年間、B社において5年間勤め、その期間中、毎月の給料から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、A社に勤務していた同僚8人に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうちの7人から、申立人が勤務していたことを記憶していない又は勤務していない旨の証言が得られたほか、また、1人から、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間等については分からない旨の証言が得られた。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、同社に勤務していたことが確認できる女性4人のうち、連絡先が判明した2人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人が勤務していたことを記憶していない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、申立期間①当時、A社で一緒に働いていた同僚の名前を記憶しておらず、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができないほか、当時の同社の事業主及び取締役は既に他界しており、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできない。

加えて、A社に照会したところ、申立人の申立期間①における勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び同期間に係る厚生年金保険

料の納付については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

- 2 申立期間②について、当時、B社に勤務していた同僚13人に照会したところ、12人から回答が得られ、そのうちの8人から、申立人が勤務していたことを記憶していない旨の証言が得られたほか、また、3人から、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間等については分からない旨の証言が得られた。

また、B社に照会したところ、申立人の申立期間②における勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び同期間に係る厚生年金保険料の納付については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

さらに、C健康保険組合に照会したところ、申立人に係る健康保険の加入記録は無い旨の回答が得られた。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から同年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店C営業所D出張所に勤務していた昭和22年6月1日から同年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

職員手帳(写)を見ると、A社の入社日が昭和22年6月1日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社B支店C営業所D出張所に勤務していたことは、申立人の妻から提出された職員手帳(写)により確認できる。

しかし、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に、申立人と同じくC営業所と記載されている男性の同僚14人のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、5人から回答が得られ、全員が、自身が所持する職員手帳に記載のある入社時期又は自身が記憶する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が1か月ないし3か月遅いことが確認できることから、申立期間当時、同社においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった事情がうかがえる。

また、上記回答があった同僚のうち、申立人と同じく昭和22年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚一人から、申立期間当時、A社では、従業員の入れ替わりが激しかったため、入社後一定期間を経過してから、従業員を厚生年金保険に加入させていた旨の証言が得られた。

さらに、A社は、昭和26年5月に再編成され、E社が発足したことから、

同社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないため、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入については確認できない旨の回答が得られた。

加えて、F健康保険組合に照会したところ、資料保存期間である5年を経過しているため、申立期間に係る申立人の加入記録は存在していない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 2 日から 50 年 2 月 1 日まで
② 昭和 50 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 1 月 20 日まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 47 年 3 月 2 日から 50 年 2 月 1 日までの期間及び同年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日までの期間並びにB社に勤務していた同年 9 月 1 日から 51 年 1 月 20 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。双方の会社共、夫は給与から厚生年金保険料を控除されていたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①及び②について、労働局に照会したところ、事業所廃止のため事業所の名称は不明であるが、申立人が昭和 47 年 3 月 2 日に雇用保険被保険者資格を取得し、50 年 3 月 31 日に離職した記録がある旨の回答が得られた。

また、申立期間①及び②当時にA社において取締役を務めた者に照会したところ、申立人は、同社C作業所において、現地採用の事務担当者として勤務していた旨の証言が得られ、上記雇用保険の被保険者記録を考え併せると、申立人が申立期間①及び②中、A社に勤務していたことは認められる。

一方、申立期間①及び②当時、A社において被保険者資格を有している者のうち、存命中で連絡先が判明した4人に照会したものの、申立人の厚生年金保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間①及び②当時の取締役から、当時の資料等は処分してしまい残存しておらず、詳細は不明であるが、本社勤務の者はきちんと社会

保険に加入させていた一方、地方の作業所については社会保険に加入させていなかったこともあったと思うとの証言が得られた。

さらに、申立代理人はA社C作業所の所長及び同社役員の名刺二人分を提出しているが、兩人とも死亡しており、申立期間①及び②当時の状況について証言を得ることができない。

加えて、上記取締役の証言から、A社C作業所は、昭和44年から45年ころに設置されたと考えられるとともに、当該取締役からは、設置当初からA氏が同所所長を務めていたとの証言が得られているところ、A氏は、昭和48年1月6日に被保険者資格を取得していることが被保険者原票により確認できることから、A社C作業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった事情がうかがえる。

また、A社の被保険者原票から、同社C作業所に勤務していたと考えられる6人のうち、4人について、申立人と同日の昭和50年2月16日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。なお、当該6人は、全員死亡しており、証言を得ることはできなかった。

さらに、A社は、申立期間②中の昭和50年2月28日に、厚生年金保険の適用を受けなくなるに至っている。

- 2 B社に係る申立期間③について、労働局に照会したところ、事業所廃止のため事業所の名称は不明であるが、申立人が昭和50年9月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、51年1月20日に離職した記録がある旨の回答が得られた。

また、申立期間当時のB社の同僚に照会したところ、申立人は、同社において、臨時の測量担当者として短期間ではあるが勤務していた旨の証言が得られ、上記雇用保険の被保険者記録を考え合わせると、申立人が申立期間③中、同社に勤務していたことは認められる。

一方、申立期間当時のB社の同僚から、申立期間③当時、同社では、社会保険の制度は無く、保険料も給与から控除されていなかった旨の証言が得られた。

また、B社の代表者及びほかの役員は連絡先が不明であり、申立期間③当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、B社を検索したものの、同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、類似名称事業所も無い。

- 3 このほか、申立代理人は、各申立期間における申立人の勤務を示す資料を多数提出しているが、そのいずれからとも、申立人が、各申立期間に給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことは確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる他の関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはでき

ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 21 日から 57 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B店（現在は、C社）に勤務していた昭和 53 年 10 月 21 日から 61 年 1 月 16 日までの期間のうち、53 年 10 月 21 日から 57 年 11 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和 53 年 10 月 21 日に入社してから 61 年 1 月 16 日に退職するまで、A社B店に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社B店に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

一方、C社から提出された申立期間当時における厚生年金基金加入員番号払出簿（写）により確認できる申立人の厚生年金保険資格取得日（昭和 57 年 11 月 1 日）及び喪失日（61 年 1 月 16 日）は、オンライン記録により確認できる同資格取得日及び喪失日と一致している。

また、申立人は、申立期間当時、申立人と同じ勤務形態の同僚が 4 人いたとして、A社B店の同僚の名前を挙げていることから、オンライン記録により調べたところ、そのうちの 1 人は、同社において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認でき、また、連絡先が判明したことから、その同僚に照会したところ、自身は、当初、短時間のパートとして勤務していたため、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入していたとし、同社における厚生年金保険被保険者資格がある期間については勤務時間が長時間（6 時間以上）であった期間であり、その後、短時間のパート勤務に戻った際も、厚生年金保険には加入していなかった旨の証言が得られた。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しており、同期間のほぼすべての期間の国民年金保険料を（48 月）納付していることが確認できる。また、申立人は、申立期間に、

A社B店から健康保険証を受け取っていない旨を主張している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月ごろから 43 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 42 年 12 月ごろから 43 年 6 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に溶接工として勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるが、勤務期間を特定することはできない。

一方、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、そのうちの一人から、自身の勤務期間中、同事業所では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っておらず、数か月の試用期間があったこと、また、試用期間中は健康保険証を交付してもらえなかった旨の証言が得られた。

また、B社に照会したところ、申立期間当時の事業主は既に他界しており、当時の資料も残存していないため、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付の有無については、不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 687

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 7 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 62 年 4 月から同年 7 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間の直前まで、C機関（現在は、D機関）が実施するEに参加し、帰国後、同機関の就職相談室の紹介により、A社に就職し、同社からF社G事業部に派遣されて勤務していた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、退職日は不明であるものの、申立人が昭和 62 年 5 月 22 日にA社に入社した旨の回答が得られた。

一方、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 6 人に照会したところ、3 人から回答が得られ、そのうちの 1 人（当時の事務担当者）から、当時、厚生年金保険の加入の有無については、事業主の判断で決められていたほか、同社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、3 か月ないし 4 か月程度の試用期間があったこと、また、同社から他社に派遣される社員のほとんどは厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

また、B社から、申立期間当時の社会保険の加入に関する書類は残存していないため、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付の有無については、不明であるとしているものの、A社の直前の事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者に対しては、厚生年金保険に加入させるような配慮をしていた旨の回答が得られた。

さらに、F社に照会したところ、通常、人材派遣で雇用する場合、派遣元

で社会保険等の加入手続をしている旨の回答が得られたほか、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認できる記録は見当たらない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。